

社会福祉法人すみれ会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標：職場生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

<対策>

- 令和7年4月～ 管理者による労働者の各月ごとの残業時間等の労働状況の把握
- 令和7年4月～ 労働者に対する産休・育休・介護休業等の制度の周知・情報提供
柔軟な働き方の提案

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標：育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
女性の活躍・能力発揮に向けた職場風土の醸成

<対策>

- 令和7年 4 月～ 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施
- 令和7年 4 月～ 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発
- 令和7年 4 月～ 労働者間の助け合いの好事例発表・評価等による互いに助け合う職場風土の醸成
- 令和7年 4 月～ チーム内の業務状況の情報共有/上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底
- 令和7年 4 月～ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング
- 令和7年 4 月～ 非正社員から正社員への転換制度の積極的運用